

様式第2号（政務活動実施報告書）

令和元年7月24日

井原市議会議長
様

井原市議会議員

上野 安是

下記のとおり政務活動を実施しましたので、報告します。

記

1. 実施期間	令和元年7月11日(木)
2. 研修会等の開催地 または視察、要請・ 陳情活動先	京都アルカ東館2階
3. 研修会等の名称 または視察、要請・ 陳情活動内容	議案審査に不可欠な契約法を学ぶ ～外部委託の進展と民法大改正に備える～
4. 研修会等の講師名 または視察、要請・ 陳情活動先の担当者 名	松村 享氏 (名古屋学院大学法学部教授)
5. 活動内容	別添のとおり

- 報告書は、政務活動終了後2週間以内に提出すること。
- 活動内容欄のスペースが足りない場合は、任意の様式により活動内容を取りまとめ、活動内容欄へは、「別添のとおり」と記載すること。

1
4



①自治体契約

○基本原則

①経済性原則

地方自治法 2条14項

「地方公共団体は、その事務を処理するに当ては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最も経費で最大の効果を挙げるようなければならぬ。」

②公平性原則

特定の事業者が独占的に納入の機会を得たり、特定の人に対して特に有利な価格で契約を行ったりすることは許されない。

③競争性原則

幅広い事業者等に対して公平に競争への参加の機会を認め、競争を促すことで経済性を高める

②自治体契約の取扱手続

1.一般競争入札

2.自治体契約手続の特則

(1)指名競争入札

①工事又は製造の請負、物件の売買契約等で、その性質又は目的が一般競争入札に適しないものとすとき。

②この性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に対する必要がないと認められる程度に少數である契約をするとき。

③一般競争入札に付すことか不利と認めらるるとき。

(2) 総合評価一般競争入札

・みらいめ学識経験者の意見を聽いた上で、落札者決定基準を定めなければならない。

(3) 隨意契約

随意契約と締結することができる場合

① 買買、賃借、請負その他の契約でその予定価格が政令で定める額の範囲内において自治体の規則で定める額を超えない契約をするとき

② 契約のは貨又は目的の競争入札に適しない契約をするとき

③ 地域活動支援センター、小規模事業所、シルバー人材センター等から自治体の規則で定める手続きにより物品を買入又は服務の提供を受け契約をするとき

④ 新商品の生産に伴い新たに事業分野の開拓を図る者として総務省令の定めにより自治体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品と、自治体の規則で定める手続きにより買入れる契約をするとき

⑤ 緊急の必要により競争入札に付することができないとき

⑥ 競争入札に付することが不利益認められると

⑦ 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのときは

⑧ 競争入札に付し入札者がないとき又は再びの入札に付し落札者がないとき

⑨ 落札者が契約を締結しないとき

⑩ 契約締結に当たって必要となる手続

1. 契約前の予算措置

2 賽の締結と議会の議決

3. 賽の履行

4 相殺

5. 変除

(所感)

競争について「まことに」と改めて学んだ。
これがにじむ3つの基本原則に従い、全ての
競争が、"最大の経費で最大の効果を挙げる"
よう、公平性、競争性も維持されながら、行動され
なければならないことを再認識した。

以上